租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う所要の非課税措置の創設
2	対象税目	(所得税 等:外)(国税3) (個人住民税 等:外)(地方税2)
		【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 平成32年に予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020東京大会」という。)の開催に伴い、国際オリンピック委員会(IOC)及び当該関連者等に課せられる所得税等につき、2020東京大会の円滑な準備及び運営の趣旨を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。 《関係条項》 —
4	担当部局	文部科学省 スポーツ庁 オリンピック・パラリンピック課
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期: 平成 28 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年 4 月 1 日~平成 33 年 12 月 31 日
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	
7	適用又は延長期間	平成 29 年 4 月 1 日~平成 33 年 12 月 31 日
8	必要性①政策目的等及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020 東京大会の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。
		《政策目的の根拠》 平成 25 年 9 月の IOC 総会において、2020 東京大会の開催が決定された。 オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツに関する世界的な大会であり、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を高めるとともに、活力ある健全な社会の形成に寄与することが期待される。2020 東京大会の円滑な開催は、スポーツ振興の観点から極めて重要である。 ・平成 32 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成 27 年6月3日法律第 33 号)第1条[抜粋] 「東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等について定めるとともに、国有財産
		の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。」 - 2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び 運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成 27 年 11 月 27 日閣議

			決定) 2 (3)政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進[抜粋] 「国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」
		② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標11 スポーツの振興 施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上
		③ 達成目標 及びその 実現によ	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外からの 2020 東京大会関連者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。
		る寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2020 東京大会に際しては、IOC 関係者をはじめ、選手、放送関係者等(以下、「大会関係者等」)の関与・来訪が予想される。大会関係者等が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質等により、我が国で所得税等を課税されることがあり得る。その際に、その大会関係者等が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的二重課税が発生する可能性がある。 我が国は平成 28 年 6 月 1 日現在で、96 カ国・地域との間で租税条約を締結し、国際的二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、すべての国・地域を網羅するものではないため、ほぼ世界中の国・地域からの参加が見込まれる 2020 東京大会においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、大会関係者等について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。 税制上の所要の措置を講じることで、各大会を通じたオリンピック関連者等の公平性を担保し、2020 東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、2020 東京大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。
9	有効性 等	① 適用数等	本税制は新設要望であり、現時点での適用実績はない。 さらに、本制度の対象となる範囲について現在検討中であるため、適用数 の将来推計は現時点では困難である。
		② 減収額	上述のとおり、本税制は新設要望であり、現時点での適用実績はない。 さらに、本制度の対象となる範囲について現在検討中であるため、適用数 の将来推計は現時点では困難である。
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 国際的二重課税の排除等に伴い、大会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保され、2020東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、2020東京大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。

10	相当性 ① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	《税収減を是認するような効果の有無》 オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツに関する世界的な大会であり、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を高めるとともに、活力ある健全な社会の形成に寄与することが期待されることから、2020東京大会の円滑な開催は、自信を失いかけてきた日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機となる。 各国で開催された過去のオリンピック・パラリンピック競技大会においても同様の国際的二重課税の排除等の措置が講じられており、各大会を通じたオリンピック関連者間の公平性を担保するために、本要望は妥当である。
	② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 ³¹	税制改正要望以外にも 2020 東京大会の着実な開催に向けて、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に則り、各種の取組が行われている。
	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	2020 東京大会を我が国において開催することは、単に競技力向上のみならず、広く国民・市民のスポーツへの関心を高め、地域の活性化につながるものである。
11	有識者の見解	適用数や減収額など定量的なデータを算出できない状況で、有効性や相当性等について、適正に評価することは難しいのではないか。詳細が分からない措置については、政策の目的、趣旨、方法など分かる範囲で検証するべきではないか。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	